

薬生薬審発 0507 第 3 号
令和 2 年 5 月 7 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬イナビル吸入粉末剤 20 mg の有効期間の延長について

抗インフルエンザウイルス薬であるイナビル吸入粉末剤 20 mg（以下「イナビル」という。）について、イナビルの製造販売業者である第一三共株式会社より、イナビルの安定性に係る試験成績等が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出されました。機構による当該試験成績等の評価結果を踏まえ、現在流通しているイナビルと同様に、医療機関において保管されているイナビルの有効期間を 10 年に延長することは差し支えないものと考えます。

医療機関に対して、室温下において適切に保管している場合におけるイナビルの有効期間の延長に係る情報を周知するため、本通知の内容につき、貴管下関係医療機関に対し周知されるようお取り計らい願います。